

# 平成26年度 福島河川国道事務所管内 維持管理計画(案)

福島河川国道事務所が管理する一般国道の維持管理の対象及び頻度については下記のとおりです。

凡 例	
福島河川国道事務所管内	

福島河川国道事務所管内管理区間・延長		
道路名	管理区間	管理延長
国道4号	本宮市荒井字陣場～伊達郡国見町大字貝田字村松	56.7
国道13号	福島市杉妻～山形県米沢市万世町苧安字撫沢	29.1
国道13号 福島西	福島市大森字西の内～福島市北矢野目字原田前	7.7
		93.5

<異常気象時通行規制区間>

路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長 (km)	規制基準雨量	危険内容
国道 13号	福島市飯坂町中野字畑石 山形県米沢市万世町苧安字赤浜	19.0	連続雨量 180mm	落石

凡 例(維持管理)			
道路巡回	1回/2日		交通量5,000台/日以上 ～50,000台/日未満
路面清掃	1回/年		
歩道清掃	歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施します。		
除草	通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安に除草すべき箇所を抽出した上で実施します。 ・建築限界内の通行や安全確保が出来ない場合 ・運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合		
剪定	高木・中低木 1回/3年 寄植 1回/年	管内における剪定は、左記の頻度を目安に、通行の障害箇所や運転手からの視認性が確保できないなど安全確保のための対応が必要であると判断される箇所を抽出した上で実施します。	

※道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に係らず適切な頻度を設定し実施します。  
 ※除染実施区域など線量の高い地区の路面清掃については、除染の実施状況等を勘案しながら対応することとしております。

凡 例	
高速自動車国道	
有料道路	

